

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	51 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は、昭和45年3月に妻と結婚し、同年4月から仕事の関係でA県B市に赴いていたが、C市の妻の実家に月に一度は戻っていた。その頃に婦人会の方から国民年金の加入を勧められたので、同年4月分から保険料を納付してきた。

年金記録を確認したところ、昭和45年10月から46年3月までが未納とされていたが、私たちは、結婚してから夫婦二人分の保険料を必ず納付しており、当時、婦人会の人が自宅に集金に来て、大学ノートのようなものに押印していたことを夫婦共に覚えている。

また、妻の両親についても国民年金保険料を納めており、私だけが未納となっていることが考えられないので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降60歳になるまでの国民年金保険料を全て納付しており、申立人の納付意識の高さがかがえる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻も申立期間を納付済みである上、当時、申立人が居住していた地域では納付組織により保険料が収納されていたことを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私は、結婚してA市役所で転入届を行ったとき、役所の職員から、国民年金に加入していないこと、5年遡って納付できること、25年間納付して初めて年金受給資格を得ることを知らされ、遡って納付するよう勧められて納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

なお、平成3年の確定申告書控えを関連資料として提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年1月から同年3月までについて、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料を未納無く納付しており、国民年金に加入後の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月に払い出されたことが確認できる上、申立人から提出のあった同年の確定申告書（控）の社会保険料控除額欄に、国民年金保険料として22万8,600円と記載されていることが確認でき、その額は、同年1月から同年12月までに係る保険料の二人分の合計額と一致する。

さらに、オンライン記録によると、申立人の妻は、平成3年1月から同年12月までの国民年金保険料が納付済みであることが確認でき、申立人は、国民年金の加入手続時に、遡って納付するように勧められて納付したとする主張を踏まえると、申立人は、申立期間のうち、3年1月から同年3月までの保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、5年間遡って納付できると勧められて、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成 2 年 12 月までについて、上記、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、元年 4 月から 2 年 12 月までについては、過年度納付が可能であるものの、オンライン記録及び A 市の過年度収滞納一覧表のいずれにおいても、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立期間当時、5 年間遡って保険料を納付する制度は無い。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成 2 年 12 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和34年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②に係る申立人のC社（現在は、B社）D支店における資格喪失日は、昭和37年4月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社E支店（適用事業所名は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年2月1日から同年3月28日まで
② 昭和37年4月29日から同年4月30日まで
③ 昭和37年5月30日から同年6月1日まで

私は、高校を卒業して、昭和33年3月10日に入社してから、平成16年12月22日まで、同一会社に勤務していた。途中、会社の合併、社名変更、本支店への転勤等があったが、私自身は継続勤務しており、毎月の給料から保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された退職金計算書、元同僚の証言、及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はB社及びその前身であるF社、A社、C社に継続

して勤務し（F社からA社、C社D支店から同社E支店、同社同支店から同社G支店にそれぞれ異動。）、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

- 2 申立期間①の異動日については、申立人は当該期間の前後を通じてA社H営業所で勤務していたと供述している一方、F社における申立人の資格喪失日は昭和34年2月1日と記録されていることから、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和34年3月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②の異動日については、申立人の供述及びC社E支店における申立人の資格取得日から、昭和37年4月30日とすることが妥当である。

- 4 申立期間③の異動日については、C社G支店は、昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、本来、同日まで同社E支店において引き続き適用されるべきであったと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC社E支店における昭和37年4月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和53年9月は22万円、同年11月から54年3月までは22万円、同年5月から55年9月までは22万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は26万円、56年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月から58年5月までは28万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は30万円、59年1月は28万円、同年2月は32万円、同年4月は41万円、同年5月から同年7月までは36万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は36万円、60年1月は32万円、同年3月から同年5月までは34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年9月は38万円、同年11月は36万円、同年12月は41万円、61年1月は34万円、同年2月から同年4月までは47万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年10月から62年6月までは34万円、同年10月から63年10月までは34万円、同年11月から平成元年3月までは36万円、同年4月から同年12月までは41万円、2年1月及び同年2月は36万円、同年3月から同年9月までは41万円、同年10月から3年8月までは44万円、同年9月から5年8月までは47万円、同年9月から同年11月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から平成12年2月21日まで
所持している給与明細書（昭和53年9月から平成12年1月までの間の186か月分）を提出するので、A社で勤務していた期間に係る標準報酬月額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬額から昭和53年9月は22万円、同年11月から54年3月までは22万円、同年5月から55年9月までは22万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は26万円、56年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月から58年5月までは28万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は30万円、59年1月は28万円、同年2月は32万円、同年4月は41万円、同年5月から同年7月までは36万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は36万円、60年1月は32万円、同年3月から同年5月までは34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年9月は38万円、同年11月は36万円、同年12月は41万円、61年1月は34万円、同年2月から同年4月までは47万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年10月から62年6月までは34万円、同年10月から63年10月までは34万円、同年11月から平成元年3月までは36万円、同年4月から同年12月までは41万円、2年1月及び同年2月は36万円、同年3月から同年9月までは41万円、同年10月から3年8月までは44万円、同年9月から5年8月までは47万円、同年9月から同年11月までは50万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、給与明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和53年10月、54年4月、56年1月、59年3月、同年8月、60年2月、同年8月、同年10月、61年7月から同年9月までの期間、62年7月から同年9月までの期間及び平成11年10月から12年1月までの期間については、申立人が所持する給与明細書から、控除された保険料額及び報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の低い方の額は、オンライン記録の

標準報酬月額と同額か、これを下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和51年4月から53年8月までの期間及び平成5年12月から11年9月までの期間については、A社は、「資料が無く、不明である。」と回答している上、申立人は給与明細書等を所持しておらず、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年7月1日まで

私は、昭和24年4月1日からB施設が閉鎖される27年6月*日まで専門職として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するB施設における元同僚の証言により、申立人が昭和26年7月にB施設で勤務していたことが推認できるところ、C県から提出された労働者に係る前渡資金支払証^{ひょう}憑書及び同特別調達資金支払証憑書により、申立人が同年7月1日から同月31日までA事務所に所属する専門職として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、同県は、「施設に勤務する日本人労働者は、A事務所等を厚生年金保険の適用事業所としていた。」と回答している。

また、申立人がB施設において一緒に勤務し、自身と同時期に退職したとする元同僚二人は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、昭和27年7月1日に資格を喪失していることが確認できる上、同施設設置のために接收された建物の所有者の社史によると、当該建物が同年6月*日に接收解除されたことが確認できる。

さらに、前述のとおり、申立人は、A事務所から昭和26年7月の給与を支給され、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるにもかかわらず、

当該事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記載は見当たらない上、オンライン記録等によると、申立人は、申立期間よりも前の24年4月1日から26年7月1日まで別の事務所において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるが、旧台帳及び同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、当該事務所での資格喪失日の記載が無いなど、当時の社会保険出張所による不適切な記録管理がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主（A事務所）は、申立人が昭和26年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び27年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和26年6月の厚生年金保険被保険者台帳の記録により、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間当時、A社（現在は、B社）に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を昭和21年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、120円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月11日から21年4月1日まで

私は、昭和16年1月にB社C工場に入社し18年に同社D工場に異動し、その後20年11月にE社（現在は、B社）F製作所を建設するために勤務したが、同製作所で勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。59年に退職するまでB社に継続して勤務していたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった従業員の索引台帳によると、申立人の入社日は昭和16年4月1日、退職日は59年6月30日と記録されている上、申立人から提出のあった36年11月18日にA社から授与された表彰状には、「君は入社以来勤務すること20年」と記されており、同表彰状についてB社では、「当時の取締役社長名で表彰されているので、表彰状授与の時点では継続して20年勤務していたものと考えられる。」と回答していることから、申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社のD工場が休止となったので、同工場の残務処理をした後に、E社F製作所に異動となった。」と主張しているところ、申立人が記憶している申立期間に同製作所で一緒に勤務していた元同僚の3人は、「私も申立期間当時、同製作所に継続して勤務していたのに厚生年金保険被保険者記録が欠落していたが、第三者委員会のあっせんにより記録が訂正された。申立人も間違いなく一緒に働いていたので厚生年金保険に加入していた。」、「申立人の記憶は無いが、申立人が記憶している元同僚と一緒に

働いていた。元同僚から当時の同製作所での申立人の話を聞くと、私と同じように働いていたと思う。」「申立人をよく覚えている。申立期間は申立人と同製作所で一緒に働いていた。」とそれぞれ供述している。

さらに、オンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日が昭和20年9月11日であることが確認できるものの、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者を番号順に記載した名簿（以下「名簿G」という。）と被保険者を氏名順に記載した名簿（以下「名簿H」という。）があるが、両名簿とも、申立人に係る資格喪失日が記載されていない。

一方、厚生年金保険被保険者記録が継続している元同僚二人の記録を見ると、オンライン記録においてA社における資格喪失日が昭和21年4月1日となっており、そのうちの一人は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では資格喪失日が同日となっていることから、同記録は継続されていることが確認できるものの、名簿G及び名簿Hとも資格喪失日の記載は無く、他の一人は、旧台帳の資格喪失日は20年12月21日となっており同記録は継続していない上、両名簿にも資格喪失日の記載が無いにもかかわらず、オンライン記録の資格喪失日は21年4月1日となっているなど、社会保険事務所（当時）の記録管理に不自然な点が見られる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和20年9月11日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、元同僚の証言から21年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和20年8月の社会保険事務所の記録から、120円とすることが妥当である。

兵庫厚生年金 事案 3772 (事案 117 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年4月30日から同年5月2日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を同年4月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月30日から同年5月2日まで
② 昭和53年4月1日から同年8月1日まで
③ 昭和54年4月1日から同年10月1日まで

昭和29年4月1日から52年10月1日までA社に継続して勤務していたはずなのに、30年4月30日から同年5月2日までの年金記録が空白である。調査の上訂正願いたい。また、申立期間②及び③については、C社の決算報告書の役員報酬の額に即して標準報酬月額をそれぞれ30万円及び32万円に訂正願いたい。今回、D税務署に提出した税務書類を新たな証拠として提出し、再度申し立てるので確認願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持するA社を退職する時点で受領した人事記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社E支店から同社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記複数の元同僚が、「昭和30年4月の時点で、申立人は既にA社に異動していた。」と証言していることから、同年4月30日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

30年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「合併前に退職した者についての資料等は引継ぎをしておらず、資料が無いため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②及び③に係る申立てについては、社会保険庁（当時）の記録はC社の決算書に計上されている役員報酬の月割額と相違しているが、申立人は事業主として保険料の届出や納付状況を再三確認する立場にありながら、申立期間当時、特に気になることはなかったとしている上、標準報酬月額の変定期を含めて社会保険庁の記録に不自然さはみられないことを理由に、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年8月1日付けで通知が行われている。

申立人は、今回、D税務署に提出した昭和53年度及び54年度のC社の法人税確定申告書の写しを新たな事情を示す資料として提出し、再申立てを行っている。

しかしながら、当該法人税確定申告書の写しには、厚生年金保険料の控除額に係る記載は無く、新たな事実の確認はできない。

また、今回、前回提出された損益計算書の記載内容について再度計算したものの、昭和53年度及び54年度の当該計算書に記載されている法定福利費は、それぞれの年度のオンライン記録から算出した厚生年金保険料、健康保険料及び損益計算書の給料手当から算出した労働保険料の合計額に比べ過小となっていることが確認できる。

さらに、C社の顧問税理士は既に死亡しており、当該事務所も解散していることから、当時の事情を聴取することはできない上、申立人は、「C社の賃金台帳及び社会保険関係書類を災害により滅失したため保管していない。」と供述しており、申立期間②及び③当時の保険料控除額について確認することができない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記載欄の内容はオンライン記録と一致しており、遡及して訂正されている等不自然な点は確認できない。

一方、申立人は、「自分と元従業員の標準報酬月額が入れ替わっている。」と主張しているが、当該主張を確認できる事実及び証拠は無い。

また、申立人は申立期間②及び③において複数回の算定基礎届を提出する

機会があったにも関わらず、これに気付かないことは考え難い上、申立人は事業主として標準報酬月額に基づく保険料の納付義務を履行する職責にあり社会保険及び給与計算事務に関与していなかったとは認められない。

これらのことから、今回提出された新たな資料及び主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和50年3月21日にA社（現在は、B社とC社に分社）D工場における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該事業所における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和49年4月1日にA社に入社して現在まで継続して勤務しているが、年金記録では50年3月21日から同年4月1日までの加入記録が無いので、調査の上、訂正をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した在籍証明書及び従業員人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年3月21日にA社本社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C社は、「申立期間当時、A社D工場では、厚生年金保険加入者の被保険者記録を管理するため、年金加入台帳を作成していた。同社同工場の事務所内にはA健康保険組合があり、同組合は、前述の台帳を基に健康保険加入者の記録管理を行っていた。」と回答しているところ、C社が保管する年金加入台帳によると、申立人は、昭和50年3月21日にA社D工場において厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和50年3月21日にA社D工場における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場に係る昭和

50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和24年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24年6月は4,500円、同年7月から25年1月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年6月30日から25年2月1日まで

私は、昭和24年5月5日にA社（以下「旧A社」という。）に入社以来、事業所名は変わっているが同じグループの事業所に45年間継続して勤務していた。しかし、24年6月30日から25年2月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和24年5月5日にA社に入社以来、同社に45年間継続して勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、旧A社において昭和24年5月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月30日に同資格を喪失後、25年2月1日にA社（以下「新A社」という。）において再度同資格を取得していることが確認できる。

しかし、B社によると、「旧A社は、昭和24年6月30日に新A社、C社（現在は、D社）、E社（現在は、F社）のグループ3社に分離独立し、旧A社の従業員の厚生年金保険被保険者資格を一括喪失させ、新A社に引き継がれた従業員は、同日付けで再加入しているにもかかわらず、申立人のみ被保険者期間が欠落していることは考えられない。」と回答している。

また、申立人は、「旧A社には、当時の同社社長に声をかけられ入社し、その時に厚生年金保険に加入しているのに、すぐに打ち切られることは考えられ

ない。申立期間にグループ会社に出向した覚えはなく、昭和 27 年に C 社 G 営業所に転勤するまでは、新 A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、C 社及び同社 G 営業所、E 社の厚生年金保険被保険者期間を確認したが申立人の加入記録は確認できず、出向した形跡もみられない上、申立人は、申立期間に旧 A 社から継続して勤務していた 20 人の従業員のうち 12 人の名前を記憶していること及び同社の申立期間当時の状況も詳しく記憶していることなどから、申立人が申立期間において新 A 社に継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、旧 A 社において、昭和 24 年 6 月 30 日に全員が厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に在籍していた申立人を除く 22 人の従業員のうち、グループ会社に出向した従業員二人と退職者を除く 19 人全員の厚生年金保険被保険者記録は新 A 社において継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の新旧 A 社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、24 年 6 月は 4,500 円、同年 7 月から 25 年 1 月までは 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和47年12月から48年4月までは7万2,000円、同年5月及び同年6月は7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かは、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月1日から48年7月1日まで

私は、昭和44年4月からA社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合った金額になっていない。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、昭和47年12月から48年4月までは7万2,000円、同年5月及び同年6月は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

B社及びA社に継続して勤務しており、1か月間の空白に疑義がある。調査の上、記録の訂正を願う。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA社の元事業主(同一)は、「当時、B社の経営が不振となり、一旦閉鎖する形で、社名をA社と変更したが、事業としてはそのまま継続して行っていた。経営不振の状況下でB社の社員全員を引き続き雇うことはできなかったが、10人程度継続して雇用することとなり、その中に申立人もいた。したがって、申立人は継続して勤務しており、給与から保険料の控除も行っていた。」と回答している上、オンライン記録によると、昭和44年5月1日にB社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年6月1日にA社において同資格を再取得した者は申立人を含め11人確認でき、回答内容と符合する。

また、元従業員の一人名は、「B社が倒産し、私たち従業員は、そのままA社の社員として継続して勤務していた。」と証言している。

これらのことから総合的に判断すると、申立人はA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、B社は、昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、A社は、同年6月1日に同保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかし、B社に係る閉鎖登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和36年7月*日に設立登記し、44年4月*日にA社に社名変更し、49年12月*日に解散、50年2月*日に継続の後、59年12月*日に再度解散していることが確認でき、申立期間について、事業が継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、前述のとおり、昭和44年5月1日にB社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年6月1日にA社において同資格を再取得した者は申立人を含め11人確認でき、申立期間について、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行について、事業主は、申立人の申立期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月1日から33年6月15日まで
② 昭和36年9月11日から37年11月16日まで

A社で勤務した昭和32年5月1日から33年6月15日までの期間とB社で勤務した昭和36年9月11日から37年11月16日までの期間の脱退手当金を受給したことになっているが、受け取った記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約12か月後の昭和38年11月19日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和35年6月に婚姻して改姓し、その約3年5か月後に脱退手当金の支給決定がなされているが、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は変更手続が行われておらず旧姓のままであることが確認でき、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある被保険者期間（申立期間②と同一の事業所での13か月）がその計算の基礎とされていない未請求期間となっており、申立人が請求したとすれば、当該期間を失念するとは考え難い上、当該期間と申立期間①及び②は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理していたと推認できるにもかかわらず、当該期間が未請求となっていることは不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を105万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月25日

私がA社で勤務していた時の平成17年7月25日の賞与の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、平成17年7月の給与明細書の保険料控除額により、105万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与支払額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月7日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、47万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月7日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 5 日

私の年金記録では、平成 16 年 8 月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 16 年分賃金台帳により、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から38年2月16日まで

A社を結婚退職し、昭和38年*月に長男を出産した。出産後は子供が病弱であったため、毎日通院しており、脱退手当金を受け取りに行く余裕も無く、受け取っていないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人は、昭和20年代に勤務していた事業所について、現在も鮮明に記憶しており、3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念したとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約13か月後の昭和39年3月10日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票は氏名変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和38年11月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月8日は20万円、同年12月9日は21万4,000円、18年7月10日は19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月10日
④ 平成18年12月11日

申立期間①から③までの期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料控除がされているが、年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

申立期間④に支給された賞与に対して厚生年金保険料控除がされておらず、年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までの期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までの期間については、申立人及びA社から提出された賞与明細書により確認できる厚生年金保険料から、平成17年7月8日は20万円、同年12月9日は21万4,000円、18年7月10日は19万円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④については、申立人及びA社から提出された賞与明細書によると、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

昭和57年1月に外国人籍の者も国民年金に加入できるようになった。59年頃、私の将来を心配した母親がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、後日両親が役所に行って約2年間の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。その後、私はこれを引き継いで、B銀行（現在は、C銀行）D支店で保険料を納付してきた。

両親は既に亡くなっており、証明してくれる人はいないが、確かに保険料を納付しているはずなので、詳しく調査して私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年頃に申立人の母親がA市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立人の両親が2年分の国民年金保険料を遡って納付してくれ、その後は自身で、B銀行D支店で保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃に申立人の加入手続きが行われたものと推認できることから、申立内容と符合しない上、この加入時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、A市のマスターチェックリスト及びオンライン記録において、現年度納付及び過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立人に係る登録原票記載事項証明書では、申立人は、昭和60年2月28日までE市に住所を有していることが確認でき、59年頃にA市において国民年金の被保険者となることはできない上、E市においても申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

なお、C銀行は、申立人がB銀行D支店に口座を開設したのは昭和62年9

月 18 日であるとしている。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の両親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

私が学生であった平成4年4月から6年3月までの2年間に、国民年金保険料の納付記録が無いとされているが、当時の私は、自分で保険料を納められなかったものの、母親は、「年金は納めておかないといけない。」と言っており、私の代わりに両親が2年分の保険料をまとめて納付してくれていた。

私の1年下に双子の妹と弟がいるが、その二人は、学生時代の2年間に年金記録が残されており、母親からも保険料を3人分納めたと聞いている。兄弟3人の中で、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年頃、申立人の両親が市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、2年間まとめて国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、基礎年金番号制度が導入（平成9年1月）される前の申立期間において、国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより複数の読み名で検索を行うも、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の両親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から11年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月から11年9月まで

私は、会社を辞めた平成10年9月頃、周囲の人達に勧められ、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月送付されてくる納付書により、銀行で納付していた。保険料額は1万円ぐらいだったと思う。領収書は、しばらくの間、大切に保管していたが、結婚で引っ越しをした際に捨ててしまい、後悔している。現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成10年9月頃に国民年金に加入し、毎月送付されてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を銀行で納付していたと主張している。

しかしながら、A市は、国民年金の加入手続が行われ、国民年金被保険者資格が発生した際には、国民年金マスターチェックリストを作成して管理していたとしているが、同市において申立人に係る同リストは作成されておらず、申立人が同市で加入手続を行ったことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録上、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私が、会社を退職した1、2か月後に、国民年金振込通知書が送られてきたので、平成7年4月から8年3月までの間、母親が郵便局で国民年金保険料を納付してくれていた。私は、この間に、厚生年金保険に加入していた期間もあったが、母親は、アルバイトだと勘違いして、保険料を納付し続けてくれていた。

しかしながら、ねんきん定期便を見ると、申立期間が未加入とされており、現在の年金記録に納付できないので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が、郵送されてきた納付書で、厚生年金保険の被保険者期間であった期間を含め、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、改めて国民年金に加入することが必要であるが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の資格欄に、申立期間に係る資格記録の記載は見当たらないことから、国民年金の加入手続を行わなかったものと推認され、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年6月までの期間及び同年12月から8年3月までの期間は、国民年金に未加入の期間であり、7年7月から同年11月までは厚生年金保険の被保険者期間となっていることがオンライン記録により確認でき、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から同年8月まで

平成6年5月末に会社を退職し、同年6月にA市役所に赴き、私が、夫婦二人の国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。同年9月から再就職が決まっていたので、同年5月から同年8月までの4か月分の国民年金保険料をその場で納めた。

年金記録を確認したところ、申立期間が国民年金の未加入期間とされていたので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の平成6年6月に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでB県内の全てについて申立人氏名で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、平成12年2月22日と記録されていることがオンライン記録により確認でき、申立人の所持する年金手帳においても、国民年金の記録欄に被保険者となった日は同日との記載があることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人及びその妻は、平成12年2月及び同年3月の国民年金保険料を同年6月8日に過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成2年3月まで

私が21歳になった平成元年*月頃に、学生でも強制加入になったことを知り、母親と一緒にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、20歳から未納であった期間の国民年金保険料を納付できることを教えられたので、その場で納付書を発行してもらい、当日に申立期間の保険料額である約16万円を用意して、自宅近くの郵便局で納付した。申立期間の納付記録が無いことに納得できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、21歳になった平成元年*月頃に国民年金の加入手続を行い、20歳から未納であった申立期間の国民年金保険料について、約16万円の金額でまとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、A市の国民年金被保険者台帳には、申立人の国民年金被保険者資格取得届出日は同年4月8日と記録されていることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、上記の国民年金加入時点では、申立期間の一部は過年度納付が可能であったが、申立人は、平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料額20万6,190円を3年4月30日に一括して現年度納付したことがオンライン記録において確認できるものの、申立期間に係る過年度納付記録は見当たらない。

なお、学生が国民年金の強制加入被保険者となったのは平成3年4月1日以降である。

さらに、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から同年12月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から同年12月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私の夫は、会社を退職後の昭和59年10月22日にA市役所B支所に赴いて、夫婦共に国民年金の加入手続を行った際、窓口の職員に勧められ、付加保険料の申込み及び口座振替の手続を行った。

年金手帳を見ると、被保険者となった日の昭和59年10月22日に付加のゴム印が確認できる上、国民年金保険料は、口座振替で納付したにもかかわらず、ねんきん定期便を見ると、申立期間①及び②の付加保険料の納付記録が無く、年金記録に納付できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、昭和59年10月22日に夫婦の国民年金に係る加入手続に併せて、付加保険料の納付申出及び口座振替の手続を行い、申立期間①及び②については、付加保険料を含めて納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人の夫と一緒に付加保険料の申出を行ったとする申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況から昭和60年1月に払い出されていることが推認でき、A市の被保険者名簿において、申立人夫婦は、同年1月から付加保険料の納付申出が行われた旨の記載が確認できる上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、夫婦共に「付加 60.1.24」の記載があることから、申立人夫婦は、この頃に付加保険料の納付申出を行ったものと推認でき、付加保険料は、納付申出のあった月以降に納付できるとされていることから、申立人は、申立期間①の付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料を昭和61年7月24日に過年度納付していることが確認できることから、付加保険料は、納期限までに納付することとされていることから、申立人は、申立期間②の付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人夫婦が申立期間①及び②の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から同年12月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から同年12月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、会社を退職後の昭和59年10月22日にA市役所B支所に赴いて、夫婦共に国民年金の加入手続を行った際、窓口の職員に勧められ、付加保険料の申込み及び口座振替の手続を行った。

年金手帳を見ると、被保険者となった日の昭和59年10月22日に付加のゴム印が確認できる上、国民年金保険料は、口座振替で納付したにも関わらず、ねんきん定期便を見ると、申立期間①及び②の付加保険料の納付記録が無く、年金記録に納付できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年10月22日に夫婦の国民年金に係る加入手続に併せて、付加保険料の納付申出及び口座振替の手続を行い、申立期間①及び②については、付加保険料を含めて納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、一緒に付加保険料の申出を行ったとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況から昭和60年1月に払い出されていることが推認でき、A市の被保険者名簿において、申立人夫婦は、同年1月から付加保険料の納付申出が行われた旨の記載が確認できる上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、夫婦共に「付加60.1.24」の記載があることから、申立人夫婦は、この頃に付加保険料の納付申出を行ったものと推認でき、付加保険料は、納付申出のあった月以降に納付できるとされていることから、申立人は、申立期間①の付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料を昭和61年7月24日に過年度納付していることが確認できることから、付加保険料は、納期限までに納付することとされていることから、申立人は、申立期間②の付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人夫婦が申立期間①及び②の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から61年9月までの期間及び62年1月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から61年9月まで
② 昭和62年1月から63年9月まで

私は独身当時、年金制度に対する不安から、将来、年金を受給することが困難であると考え、国民年金の加入手続を行っていなかったため、これまで年金手帳が2冊あったことは覚えているが、いつ頃受領したものか覚えていない。平成元年6月に結婚し、その約3か月後に役所から、「年金を支払わないと将来、困ります。」と度々連絡を受けたことを覚えており、申立期間の国民年金保険料について、平成元年9月頃から約2か月ごとに計3、4回にわたり、送付されてきた納付書により1回当たり約30万円、計約100万円を金融機関で遡って納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることについて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月頃に国民年金の加入手続を行い、その数か月後から約2か月ごとに、申立期間①及び②の国民年金保険料を計3、4回に分割して遡って納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年1月に婚姻前の氏名で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、この頃に加入手続が行われたものと推認されることから、申立期間①は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間①の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿では、申立人が国民年金

に加入した時点において時効とならず、納付可能な申立期間①直後の昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料について、平成元年 1 月 31 日に過年度納付していることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人の国民年金加入時期（平成元年 1 月頃）からみて、申立期間②の国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能であったものの、A 市の国民年金被保険者名簿において、申立期間②に係る現年度の納付記録は見当たらず、オンライン記録においても過年度納付の記録は見当たらない上、同名簿によると、申立人は、申立期間②直後の昭和 63 年 10 月から元年 3 月までの保険料を 2 年 12 月に過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間②は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から61年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、記憶は定かではないが、結婚した昭和56年3月当時、実母から資金を借りて住民税等の支払を行ったことを覚えている。

また、平成3年5月に、A市役所で、口頭で国民年金保険料の未納が無いことを確認したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、記憶は定かでないものの、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年8月に払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の旧姓を含む氏名で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、上記払出しの時点まで、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から61年3月まで

私は、19歳で結婚後、20歳になるまでは、元夫の国民年金保険料を毎月、集金人に納付していた。その集金人から加入を勧められ、20歳になった昭和54年*月から毎月、集金人に夫婦二人分の保険料を納付して領収書を受け取っていたが、年金手帳は交付されていない。

昭和58年3月に転居後は、送付された納付書で、郵便局や金融機関の窓口で夫婦二人分の保険料を納付した。共済組合の加入期間と重複している昭和54年11月から58年2月までの期間及び同年3月から61年3月までの期間について、保険料の納付記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってから、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付しており、申立期間のうち、共済組合の加入員であった昭和58年2月以前については、重複して納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の加入状況から、昭和61年6月頃に払い出されており、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人は、昭和61年4月1日付けで第3号被保険者として資格を取得しており、申立人の所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和61年4月1日」と記載されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、上

記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索したが、払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年3月まで

母親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、父親の銀行口座から、両親の国民年金保険料と共に私の保険料も口座振替により納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続きを行い、申立人の父親名義の預金口座から申立人の両親と共に口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月に払い出されており、申立期間の保険料を納付することが可能であったものの、申立人に係るA町（現在は、B市）の国民年金被保険者台帳には申立期間の納付記録は見当たらない上、同台帳の備考欄には、申立人が申立期間について、保険料を納付しなかったことをうかがわせる具体的な記載が認められることから、申立人は、申立期間の保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

また、申立人の氏名について複数の読み方で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年6月まで

私は、高校卒業後、A市のB事業所に勤めていた。22歳になった昭和52年頃、郷里の母親に勧められて、区役所で国民年金に加入し、2年間遡って国民年金保険料を納付したことを記憶している。その後の保険料は同事業所に集金に来ていた集金人に納付し、保険料額は2か月で1万5,000円であった。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、22歳になった昭和52年頃、国民年金に加入し、2年間遡って国民年金保険料を納付し、その後の保険料は集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間の一部は過年度保険料となるが、過年度保険料は集金人に納付することができず、申立人が主張する保険料額は、当時の保険料額と大きく相違する上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても過年度納付の記載が無いことが確認できる。

また、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間の一部は現年度保険料として納付することが可能であるが、現年度納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索

したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで

私が20歳になったので、母親が平成4年*月頃、近くのA市役所のB出張所に行き、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれた。平成5年4月から会社に就職し、厚生年金保険に加入することとなるので、国民年金の喪失手続きも行った。20歳から現在まで保険料を全て納付しているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成4年*月頃、A役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金記録は平成9年1月1日から導入された基礎年金番号により管理されており、申立期間に係る被保険者期間は、11年4月30日に追加入力されていることがオンライン記録により確認できることから、その時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の母親は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月及び52年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月
② 昭和52年5月

私は、結婚後しばらくしてからA町（現在は、B町）に転居し、申立期間①については、隣保の集金人に国民年金保険料を納付した。

また、申立期間②については、口座振替により国民年金保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については集金人に国民年金保険料を納付し、申立期間②については口座振替により保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、当時の申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、国民年金被保険者資格を昭和48年1月1日に再取得していることが確認でき、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人は、上記の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により、国民年金被保険者資格を昭和52年6月1日に再取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月

私は、平成8年2月まで学生で、同年3月から就職したが、両親から20歳になったらきちんと国民年金保険料を納付するようにと言われており、2か月分の保険料を母に渡し、納付してもらおうように頼んでいた。1か月分しか納付していないのはおかしいので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から国民年金に加入し、就職するまでの2か月分の国民年金保険料を申立人の母親に渡し、納付してもらったと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の平成8年1月の国民年金保険料を、納付期限月である10年2月6日に過年度納付していることが確認できるものの、申立期間は未納である上、当該納付日の翌月の同年3月6日に過年度納付書が発行されており、この時点で未納とされている期間は申立期間のみである。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親から、当時の納付の状況について確認することができない上、申立人からも納付時期、納付回数、納付金額等に関する具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から58年3月まで

私が20歳になった昭和49年*月頃、母が国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、郵送された納付書により、私か母のどちらかが区役所又は金融機関で納付した。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の記録から、昭和58年8月頃に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の状況から、当該加入手続の時点において、申立期間のうち一部は既に時効により納付することはできず、昭和56年7月以降は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間の過年度納付の記録は見当たらず、申立人からも遡って納付したとする主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から同年12月まで

私は、昭和58年6月末に会社を退職し、国民年金の加入手続をせずにいたら、役所から国民年金保険料を納付するようにとの郵便物が届いたので、同年12月頃にA市B地区センターで、国民年金保険料を一括で納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年12月頃、A市B地区センターで申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、前後の任意加入被保険者の加入状況から、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年11月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出しの時点で、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することはできず、58年10月以降は過年度納付が可能であるものの、A市によると、同市の窓口では国庫金となる過年度保険料を納付できなかったとしており、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料を61年3月14日に過年度納付していることがオンライン記録より確認でき、同日時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から同年6月まで

私が20歳となった平成11年*月頃、A市から年金手帳と国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、申立期間については、母親が、月額1万3,300円の保険料を最寄りの銀行で納付してくれていた。申立期間の保険料は納付されているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった平成11年*月頃、市役所から年金手帳と国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を銀行で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人には平成10年12月18日に基礎年金番号が付番されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立期間の保険料は未納であることがオンライン記録により確認できる上、申立期間当時の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、6か月連続して納付記録が漏れるとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から41年7月まで

私は、昭和33年10月に結婚して、A市に住み二人の子育てをしていたが、37年5月頃から市役所の人が集金に来て、国民年金保険料を支払っていた。申立期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年5月頃から、自宅を訪問した市役所の職員に国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年7月に申立人の夫と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認される上、申立人が所持する国民年金手帳及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、申立人の資格取得日は同年8月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から 4 年 2 月 6 日まで

申立期間における厚生年金保険被保険者としての標準報酬月額の記録と、給与明細書の厚生年金保険料控除額による標準報酬月額に相違がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録によると、同社は平成4年2月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、申立期間の申立人を含む二人の取締役の標準報酬月額については、当初、53万円と記録されていたところ、同年3月12日付けで申立期間の全てについて、遡及して22万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「経営状態悪化に伴い、従業員の厚生年金保険料が滞納状態になっていたことは、社会保険事務所（当時）の納付指導等により知っていたが、遅れながらも保険料納付に努力していた。」と供述している。

一方、上記登記簿謄本によると、A社は平成4年2月*日に破産宣告を受けていることが確認でき、同社の破産管財人は、「当該事業所に係る滞納保険料について、社会保険事務所の担当者と相談した記憶は無く、当時の関係書類も10年以上経過のため破棄して残っていない。」と回答しているが、当該遡及訂正処理を担当した年金事務所は、「申立期間当時の届書は廃棄済みのため確認できないが、破産宣告後の訂正入力であるため、破産管財人からの届出に基づく処理と考える。」と回答している。

そこで、上記標準報酬月額の遡及訂正の届出については、A社の代表者等が

行ったか、又は当該管財人が行ったことが想定されるが、当該管財人が行った場合であっても、管財業務の性質上、このような申立人等個人の年金受給権を制限する行為を、代表取締役である申立人に何ら相談も無く、独断で行ったとは考え難く、申立人は、同社の代表取締役として、上記の自己及び他の取締役の標準報酬月額の遡及訂正の届出について、知り得る立場にあり、また、自身の標準報酬月額の減額に同意があったものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月7日から24年1月10日まで

私は、昭和23年6月7日からA社のB丸に乗船し、C事業所の輸送に従事した。その後、社命によりD社所有の船舶に乗船し、40年に退職するまで勤務した。それにもかかわらず、23年6月7日から24年1月10日までの船員保険の記録が無い。調査の上、記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は、昭和23年6月7日から25年2月27日までの期間、A社のB丸に乗船勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録を有し、所在が確認できた5人について、申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況を照会し、4人から回答があり、このうち2人が申立人を記憶していたものの、申立人が申立期間において船員保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和24年1月10日にD社において、初めて資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持する船員手帳の船員保険関係のページにおいても、申立人は、同日に同社において、資格を取得した旨の記載があり、これ以前に船員保険の記録の記載は無いことが確認できる。

さらに、A社は、既に解散している上、D社の船舶部門が独立、合併して設立されたE社は、「申立人の船員保険の記録は保存していない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の船員保険の加入及び保険料控除について確認することができない。

なお、F運輸監理部によると、船員保険への加入がなければ雇入れできない

とされたのは平成17年1月4日からであり、申立期間当時、雇入れ手続上、船員保険の加入が必須条件とはなっていなかったとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から40年7月1日まで

私は、昭和30年2月にA社(38年10月1日にB社に社名変更)に入社し、50年3月に退職するまで継続して勤務した。申立期間は会社がC事業所(正式名称は、D事業所)を設立し、私が初代のE職として勤務した期間であり、厚生年金保険については、引き続き加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録によると、申立期間において、B社における被保険者記録は継続していることが確認できる。

しかしながら、F健康保険組合が保管している申立人に係る被保険者資格取得・喪失台帳によると、申立人は昭和39年9月1日に被保険者資格を喪失し、40年7月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、F健康保険組合から提出のあった昭和39年8月1日付けB社人事課起案の稟議書によると、申立人を含む3人が当該日に既にC事業所に出向していた記載が確認でき、当該稟議書には、当該3人を一旦B社から退社させ、C事業所へ転籍させる旨が記載されており、オンライン記録によると、当該3人全員が同年9月1日にB社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間は、私の所属がはっきりせず、B社とC事業所のどちらからも給与は支給されなかった。」と供述しているところ、F健康保険組合から提出のあった昭和40年6月28日付け同健康保険組合会議録には、「C事業所を個別の事業場として取り扱わず、会社側へ編入する形式で申立人を含む従業員3人は40年7月1日から資格を取得させ、保険料は会社一括徴収する。」旨の記載が確認でき、オンライン記録と符合する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から30年12月1日まで
② 昭和31年6月30日から33年3月30日まで

私は、昭和28年9月にA社(31年2月にB社に、43年3月にC社に名称変更)に入社後すぐに健康保険証を受け取った。健康状態が良くなかったので、度々健康保険証を使用した記憶があり、健康保険料も給与から引かれていた。31年6月頃、病気になり、D療養所で傷病手当金を受け取りながら治療していたが、退院後も就業できるほどは回復せず、33年3月にB社を退職した。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録が昭和30年12月1日から31年6月30日までしか無く、欠落した期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和28年9月1日にA社に入社した。」と主張している。

しかしながら、C社から提出のあった、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えによると、申立人が昭和30年12月1日に同被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立期間①当時において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員10人に照会したところ、7人から回答があり、申立人と同職種で、申立人と同日の昭和30年12月1日に同被保険者資格を取得している元従業員一人が申立人を記憶していたものの、残りの6人は申立人を記憶しておらず、申立人の厚生年金保険への加入状況を確認できる証言や証拠は得られない。

さらに、複数の元従業員が、「A社には試用期間があり、その期間は厚生

年金保険に加入していなかった。その後、勤務成績により正社員に採用され、厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させる取扱いであったと考えられる。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても、申立人は昭和30年12月1日に同被保険者資格を取得したことが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、D療養所に入院し、傷病手当金を1年6か月間受給し、退院してからも2か月ほどは通院していたこと等、申立期間②当時の状況を詳細に記憶しており、当該期間頃において同療養所に入院していたことがうかがえるところ、申立人は、「傷病手当金を受給していたのだから、その期間もB社に在籍していたはずだ。」と主張している。

しかしながら、申立人は入院時(昭和30年6月頃)において、B社の元部長から、「会社も保険料負担が大変だから被保険者資格を喪失してほしい。それが会社の方針である。」と言われ、従わざるを得なかったと供述しているところ、B社に係る被保険者名簿及び申立人に係る旧台帳によると、申立人が31年6月30日に同社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 1 日から同年 9 月頃まで

私は、昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 9 月頃まで、A 社（後に、B 社に改称）に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 9 月頃まで、A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、元同僚一人が「申立人と一緒に勤務したが、具体的な期間までは覚えていない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、A 社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同被保険者資格取得日（昭和 53 年 12 月 1 日）から 54 年 10 月 1 日までに同被保険者資格を取得している元従業員及び申立人の記憶する元同僚のうち、住所の判明した 48 人に照会し、30 人から回答を得たものの、前述の元同僚一人を除いて申立人を記憶している者はおらず、申立人が前任者であったとする元同僚も、「申立人を記憶していない。」と証言している。

加えて、上記の被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 53 年 12 月 1 日、同資格喪失日は 54 年 2 月 1 日と記載されており、遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらず、オンライン記録とも一致する上、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から11年9月16日まで

私は、A社でB作業をしていた。実際にもらっていた月給と年金記録の標準報酬月額が相違するので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された平成3年3月から11年8月までの給料支払明細書により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額又は報酬月額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方は、オンライン記録の標準報酬月額と同額か、これを下回る額であることが確認できることから特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成7年2月1日から同年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の同年2月の標準報酬月額は前月までの36万円から9万2,000円に引き下げられ、同年3月及び同年4月の標準報酬月額はそれぞれ24万円及び32万円と変遷し、その全ての処理が同年5月24日に行われていることが確認できることから、i) 法令において、特定区域に所在した適用事業所（A社はこれに該当）に使用される被保険者の同年1月から同年12月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて著しく低下又は、当該低下した標準報酬月

額の基礎となった報酬月額に比べて著しく上昇した場合は、その月から標準報酬月額を改定することができる旨の規定があること、ii) 申立人から提出されたA社に係る同年2月及び同年3月の給料支払明細書によると、申立人は同年1月17日から同年2月19日まで労働していないこと、及びその間の給料が支払われていないことがそれぞれ確認できること、iii) オンライン記録において、当該処理日(同年5月24日)までA社に係る被保険者記録を有している19人(申立人を除く。)中、15人が申立人と同様に同年2月に標準報酬月額が引き下げられ(当該処理日は申立人と同日)ており、そのうち14人が同月から3か月以内に再度、標準報酬月額が変更されていることが確認できること、iv) 申立人によると、「平成7年の初め頃、仕事が減った。」と供述しており、同社では、これを裏付ける回答をしていること等を踏まえると、申立人の当該期間の標準報酬月額が不自然であるとは言えない上、申立人の当該期間を含めた申立期間に係る標準報酬月額に訂正等がなされた形跡は無く、処理日等の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 1 日から 58 年 1 月 31 日まで

私は、A事業所（B社）において、同僚や上司から依頼され、昭和 56 年 2 月から 58 年 1 月まで勤務していたにもかかわらず、この期間の記録が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 57 年 1 月 20 日付けの社員旅行の集合写真、B社の回答及び元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間頃、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務形態について詳細は不明。」としながらも、「申立人は、申立期間は季節雇用（アルバイト）であったため、記録が無いものと考え。」と回答している上、当時の総務担当者は、「申立人が再度入社した時は臨時社員であったと記憶しており、当時臨時社員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立人が同職種であったと記憶する元同僚の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないところ、当該元同僚は、「当時、アルバイトとして勤務していたため、記録が無い。」と回答している上、申立期間に勤務していた元従業員 12 人に照会したところ、7 人から回答があり、そのうち 2 人（申立人が記憶している元上司を含む。）は、「当時、正社員以外は厚生年金保険に加入させていなかったが、申立人が申立期間において正社員であったかどうかは不明である。」と証言しているほか、申立期間について保険料控除がうかがえる証言や回答は得られない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は申立期間前

の昭和55年8月から申立期間後の59年1月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番も無い等、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 7 月から平成 11 年 1 月までの間、A社に継続して勤務したが、申立期間に係る標準報酬月額が前後の期間と比較して低額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 7 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の控えをみると、申立人に対して年間 450 万円（1 か月当たり 37 万 5,000 円）の給与が支払われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことがオンライン記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により確認できることから、申立人が関与せず申立期間の標準報酬月額の変更が行われたとは考え難い上、申立人が提出した当座預金出納帳をみても、その主張に基づく厚生年金保険料を納付していることが確認できない。

また、法令において、特定区域に所在した適用事業所（A社はこれに該当）は健康保険及び厚生年金保険の標準報酬の改定の特例があることを踏まえると、オンライン記録上の申立期間の標準報酬月額が不合理であるとは考え難い。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところ、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者である申立人が、厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬

月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は平成 2 年 7 月から 12 年 11 月までの間、A 社に勤務していたが、申立期間に係る標準報酬月額が前後の期間と比べて低額となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額が、前後の期間と比べて低額となっている。」と主張している。

しかしながら、A 社は、既に解散しており、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料が無いことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び控除保険料額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立事業所の厚生年金保険被保険者全員(申立人を含む 4 人)について、平成 7 年 1 月 1 日に月額変更により標準報酬月額が下げられ、同年 8 月 1 日に再び月額変更により、従前の標準報酬月額に戻されていることが確認できるが、A 社は災害の特定区域内に所在しており、標準報酬の改定の特例処置により、健康保険及び厚生年金保険の標準報酬の改定の特例が認められていることを踏まえると、オンライン記録上の申立期間の標準報酬月額が不合理であるとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案3803

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私が保管している平成 8 年 3 月の給料明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、年金の加入記録では同年 3 月が加入月数に含まれていないので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に平成 8 年 3 月 31 日まで在籍し、同年 3 月の保険料も控除されている。」と主張しており、同年 3 月の給料明細書の写しを提出している。

しかしながら、A社は、「資料は残っていないが、申立人の退職日は平成 8 年 3 月 30 日である。」と回答している上、雇用保険の記録においても、申立人の同社における離職日は同日と記録されており、オンライン記録と一致する。

また、申立人から提出された平成 8 年 3 月の給料明細書によると、同月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、A社は、「当社では、厚生年金保険料は翌月控除のため、8 年 3 月の給料明細書において控除されている厚生年金保険料は、同年 2 月のものである。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の妻は、平成 8 年 2 月まで国民年金第 3 号被保険者であったところ、申立期間に係る同年 3 月の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から32年3月1日まで

私は、昭和28年5月から29年12月頃まではA社B作業所C班で、同年同月頃から32年2月末までは同社D作業所C班で勤務していた。元同僚からは、私が上記の時期に勤務していた証明書と、当該元同僚が29年1月1日からA社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる厚生年金保険被保険者証を提供してもらった。28年には厚生年金保険に未加入であったと思うが、元同僚と同様に、29年1月から32年2月までは加入していたと思う。詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言等により、申立人が、申立期間において、A社B作業所C班及び同社D作業所C班に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の元同僚は、「私は下請のC班で勤務していたが、C班ではなく元請のA社で厚生年金保険に加入している。C班では、男の事務員は加入させていたが、女性の事務員は加入させていなかったと思う。」と証言している上、申立人が記憶する女性の元同僚4人のうち、二人については同社における厚生年金保険の加入記録を確認することができない(残り二人のうち、一人は「私は、C班ではなく、元請事業所のA社の事務所で勤務していた。」と証言しており、もう一人は同姓同名者が多く、個人を特定することができない。)

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間前後において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、A社は、「申立期間当時の記録を保管しておらず不明である。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することが

できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月6日から同年9月17日まで
② 昭和38年6月22日から同年9月16日まで

私は、昭和35年11月にA社に入社し、39年5月に退職するまでの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和35年11月にA社に入社し、39年5月に退職するまでの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。」と主張している。

しかし、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立期間当時の事務担当者二人は、死亡あるいは所在不明であり、申立期間の申立人の勤務期間、厚生年金保険の控除の状況等について確認することができない上、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した同僚9人に照会したところ、回答のあった7人からは申立人の申立期間における勤務実態等についての回答が得られず、申立人の勤務期間、勤務実態等を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①について、昭和37年7月に被保険者資格のある22人のうち、9人が同月に同資格を喪失し、2か月後の同年9月に当該9人全員が同資格を再取得しており、さらに、申立期間②についても、38年6月に被保険者資格のある24人のうち、14人が同月に同資格を喪失し、3か月後の同年9月にそのうちの10人が同資格を再取得しており、申立人と同様に被保険者記録に空白期間が生じていることが確認できる上、申立人の元同僚である実姉についても申立人と同様に、申

立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

これについて、A社の元事業主の妻は、「夏場はB業務が閑散期で休業になるため、申立期間当時は、職種によって、夏場に一旦退職の手続きを行い、盆明けにB業務が再開され、B業務従事者が帰ってきた9月中旬頃に又働きに来てもらっていたと聞いたことがある。」と供述している。

これらのことから判断すると、A社では、夏期の一時期に一部の従業員について被保険者資格を喪失させ、一定期間後に同資格を再取得させていたことがうかがわれる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、被保険者資格を再取得した際には、新たな健康保険整理番号が付されている上、同社において、申立人が被保険者資格を喪失した際の健康保険証の返納日は、昭和37年7月6日の資格喪失時には「被証返納：37.7.18」、38年6月22日の資格喪失時には「被証返納：38.7.3」の記載が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 18 日から 14 年 1 月 18 日まで
国の年金記録では、平成 13 年 2 月 18 日から 14 年 1 月 18 日まで A 社において現場の責任者として勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

上記現場は降雪期に閉鎖されるため、毎年 1 月から 2 月頃までは厚生年金保険に加入していない期間があるのは分かるが、閉鎖期間ではない申立期間の加入記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の銀行口座取引履歴に記載された A 社からの給与振込及び同社における元同僚の証言から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、民事再生手続により平成 21 年 8 月に清算終了しており、申立期間当時の事務担当者は、「当時の関連資料は保存期間を経過しており廃棄済みのため、保険料控除の有無について確認できない。」と回答している。

また、申立人が受診した病院が保管する診療録によると、申立人は、申立期間を含む平成 13 年 1 月 16 日から 14 年 3 月 1 日まで健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立期間当時の制度では、厚生年金保険の被保険者は、老齢年金の一部又は全額が支給停止となるが、オンライン記録及び上記銀行口座取引履歴によると、申立人は、申立期間において老齢年金を満額受給していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 8 日から 35 年 12 月 30 日まで
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 38 年 7 月 16 日まで

私は、昭和 34 年に A 社に B 職として入社し、3 か月間の研修後、同年 9 月から乗務した。手当が加算され 1 万 8,000 円の給料をもらっていたと記憶しており、成績優秀者として表彰された。35 年に体調を悪くして退職し、2 か月後復職したが、当時、B 職は養成するのに時間がかかることから、元の給与体系のまま採用となり、復職後は 3 万円から 4 万円の給料をもらっていたと思う。災害で家財をほとんど持ち出すことができず処分してしまったので、書類等は一切残っていないが、日本年金機構からの標準報酬月額のお知らせの額は余りに低いので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②当時に支給されていた報酬月額と厚生年金保険の記録における標準報酬月額が相違している。」と主張している。

しかしながら、A 社は、申立期間①及び②当時の資料を保管していないことから、申立人の当該期間当時の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない上、同社は、「当時の労務課に在籍していた者にも確認したが、法定どおりの申請を行っていたはずである。届け出た標準報酬月額に見合う保険料を超える金額を給与から控除することはあり得ない。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間①又は②に被保険者資格を有する女性 27 人に対し文書照会したところ、申立人と同様、B 職であったとする 10 人を含む 18 人から回答が得られたものの、全員が給与明細書を保管していないことから、当時の給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、上記の元従業員 18 人のうち、3 人は、「正当な標準報酬月額であっ

た。)、他の15人は「標準報酬月額が正当であったのかは分からない。」と証言しており、同社における標準報酬月額がおかしいとの証言は得られない上、申立人と同時期に資格を取得した元従業員は、「当時の高卒女性の初任給は7,000円から8,000円ぐらいで、1万8,000円もなかったと思う。B職は、時間外手当、宿泊手当など手当があったので、一般の女子社員よりも給料は高かったと思うが、自分の標準報酬月額はおかしいとは思わない。」と証言し、別の元従業員は、「B職は、基本給は低かったが、いろいろと手当が付くので、給料はかなり高かったが、シーズンを外れると、手当がほとんど無くなるので、少なくなっていた。標準報酬月額よりももらった給料が高かったと思うが、基本給よりも手当が多かったので、そんなものかなと思う。」と証言している。

加えて、A社に係る被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 11 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A市にあったB社に昭和45年5月に入社、その後、C市にあったD社に移籍し、50年4月まで継続して勤務していたにもかかわらず、移籍時に当たる47年6月及び同年7月の厚生年金保険被保険者記録が空白となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年5月から50年4月までB社及びD社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社及びD社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、D社の親会社であるE社は、「D社の解散時（平成20年10月）に在籍していた従業員については人事記録等を引き継いでいるが、申立期間当時の人事記録は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間の直前に被保険者資格が確認できる元従業員13人中、住所が判明した11人に文書照会を行ったところ6人から回答があり、また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者資格を取得した元従業員10人中、住所が判明した6人に文書照会を行ったところ一人から回答があったものの、いずれの回答においても、申立人の勤務期間の特定、厚生年金保険料の控除等を確認できる供述は得られない。

さらに、申立期間直前にB社で厚生年金保険被保険者資格があり、その後、D社に移籍し資格を取得している12人（申立人を含む。）について両社にお

ける同資格の喪失及び取得の状況を見ると、移籍の際に、全員、1か月から2か月の期間、被保険者資格に空白期間があることが確認でき、申立人のみが異なった取扱いが行われている状況はみられない。

加えて、B社に係る被保険者原票によると、申立人は、昭和47年6月11日に同社において被保険者資格を喪失しており、健康保険証を返納したことを意味する「証返納」の記載も確認でき、また、D社に係る被保険者名簿によると、申立人は、同年8月1日に同社において資格を取得していることが確認できる上、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、同年6月10日にB社を離職し、同年8月1日にD社において再度資格を取得していることが確認でき、いずれの記録もオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月 13 日から 53 年 4 月 1 日まで
② 昭和 53 年 5 月 29 日から同年 9 月 1 日まで

A社及びB社に係る船員保険被保険者記録に間違いがある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社が発行した申立人に係る在籍証明書により申立人は申立期間①及び②について、それぞれの事業所に勤務していたことは確認できる。

また、A社及びB社が保管する申立人に係る船員名簿によると、申立人のA社における雇入年月日欄には、「52-9-13・臨時2か月」、B社における雇入年月日欄には、「53-6-13・臨時4か月」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶する元同僚10人を把握し、そのうち所在が確認できた8人に申立人の勤務実態及び船員保険の加入について照会したものの、全員が、「船員保険の加入については不明である。」と回答している。

また、上記申立人に係る船員名簿によると、申立人のA社における資格取得日欄には、「53-4-1」の記載があり、当該資格取得日欄に記載された日付は申立人の同社における船員保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

さらに、A社及びB社が保管する従業員名簿によると、複数の元従業員の雇入年月日欄に記載された日付と資格取得日欄に記載された日付には1か月から7か月間の相違があることが確認でき、当該資格取得日欄の日付については元従業員のそれぞれの事業所における船員保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社及びB社では、必ずしも

全ての従業員を入社と同時に船員保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後加入させる取扱いであったことがうかがえる。

加えて、A社及びB社は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から同年8月1日まで
② 昭和25年4月1日から26年4月30日まで
③ 昭和26年6月15日から27年9月30日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社を退職後、脱退手当金を受給した記録となっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を示す「種別脱退手当金」、「金額 5,333 円」、「資格期間 30」、「決定年月日 28.4.9」等と記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間①、②及び③の被保険者期間を通算して算出され、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和28年4月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の脱退手当金が支給された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期

間があることに不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
② 昭和 44 年 9 月 13 日から 46 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 4 月から 44 年 1 月までの間、A社に勤務し、44 年 9 月から 46 年 3 月までの間、B社に勤務した。

その後も、一時期C社に勤務した後、公務員になるために同社を退職したが、A社とB社に勤務した期間の脱退手当金を受け取った記憶が無いにもかかわらず、受給したことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、A社及びB社における厚生年金保険被保険者資格期間について請求されており、昭和 47 年 4 月 8 日付けの社会保険事務所（当時）の受付印及び同年 6 月 27 日付けの支払済印が確認でき、同年同月 26 日付けで、母親に脱退手当金受領に関する一切の権限を委任する旨の申立人の署名、押印のある委任状が添付されている上、同請求書には同年同月 27 日に同手当金を受領した旨の母親の署名、押印が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書の提出日から 2 か月後の昭和 47 年 6 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 10 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 9 月 10 日から 42 年 4 月 1 日まで A 市にあった B 事業所に勤務していたが、退職後に事業所と連絡を取ったことも無く、住所も知らせていないのに、退職後 4 年も経過してこの間の脱退手当金を受給したとされている。私は年金に対する知識も無かったし、脱退手当金をもらった記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、記載されている住所地は、申立人が当時居住していたと供述する住所地と一致するとともに、脱退手当金の送金先として記載されている金融機関は、当該住所地の近隣の郵便局名が記載されている上、オンライン記録における脱退手当金支給日と同一日の「昭和 46 年 4 月 20 日送金済」の押印が確認できる。

また、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱手」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 25 日から 45 年 9 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 2 月 29 日まで

年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、事務処理に不自然さはうかがえない。

また、昭和 40 年 4 月 23 日から 42 年 5 月 28 日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号はそれぞれ異なっており、未請求期間に係る同被保険者記号番号は、平成 9 年 5 月 23 日に申立人の基礎年金番号に統合されたことが確認できる上、未請求期間及び申立期間に係る管轄社会保険事務所（当時）は、それぞれ異なっていたことを踏まえると、未請求期間が存在することに不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月1日から同年10月26日まで
② 昭和37年3月27日から39年12月21日まで

私は、申立期間①及び②が脱退手当金支給済みの期間となっていることを最近になって知ったが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金裁定請求書には「受付 40.10.27 A社会保険事務所」の押印が確認できる上、脱退手当金計算書に添付されている領収書には、申立人が社会保険事務所（当時）の窓口で昭和40年12月23日付けで脱退手当金を受領した旨の「B」（申立人が当時使用していたとする氏名。申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所が保管する健康保険台帳においても同氏名で記録されていることが確認できる。）の署名及び押印が確認できる。

また、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①及び②を通算して算出された脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約12か月後の昭和40年12月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。また、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、申立期間①前及び申立期間②の期間中にそれぞれ1期間の未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの

申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 25 日から 33 年 8 月 21 日まで
私は、申立期間の脱退手当金が支給済みであることを今回初めて知ったが、申立期間の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 10 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間（2 期間）があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 6 日から 37 年 3 月 17 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を受け取った記憶は無いのに、脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 37 年 6 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる19人のうち、同社退職時に受給要件を満たしている被保険者5人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給状況を確認したところ、5人中4人（申立人を含む。）に支給記録があり、当該4人は資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間後に勤務したB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受給しており、「同社の脱退手当金の請求手続の際は、同請求手続を承知していたので、私自身が行った。」と主張しているところ、仮に申立期間に係る脱退手当金を受給していなければ、申立人が38か月にも及ぶ申立期間の請求を失念するとは考え難く、同社に係る請求手続の際に、申立人は申立期間に係る脱退手当金を既に受給していたため、請求手続を行わなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶

が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月12日から27年4月1日まで
② 昭和27年4月1日から28年2月1日まで
③ 昭和28年2月1日から32年4月1日まで

私の年金記録について、A社会保険事務所(当時)及びB年金事務所に照会したところ、C社に勤務していた期間について、D社会保険出張所(当時)において脱退手当金を受給済みとされているが、同出張所に行った記憶は無く、絶対に受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退手当金受給済」の押印が確認できるほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和33年3月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は、通算年金制度が創設(昭和36年)される前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に20年以上加入する必要があったことから、申立期間に係る事業所を退職する時点で厚生年金保険の加入期間が8年8か月であり、その後厚生年金保険への加入記録の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から29年3月31日まで

私が、A社で勤務した昭和28年2月から29年3月までの期間の年金記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和28年2月に知人の紹介でA社に入社し、29年3月まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員二人に申立人の勤務実態について照会したところ、一人は、「申立人を覚えていない。」と証言しており、ほか一人からは回答を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、A社は昭和59年12月3日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関連会社であるB社は、「当時のA社に係る資料の保管は無く、申立人に関する当時の雇用状況、厚生年金保険料控除に関しては不明である。」と回答している上、当時のA社の事業主も既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、A社に係る被保険者名簿により、昭和29年から32年までの期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員3人に同保険の加入の状況について照会したところ、「入社後、試用期間があり厚生年金保険に加入させていない人もいた。」、「職安からあっせんされて入社した人は、入社当初から厚生年金保険に加入していたが、紹介で入社した人は試用期間が

あり入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」、「私もA社で勤務した最初の7か月間は厚生年金保険の加入記録が無い。同社では人によって6か月から1年間の試用期間があった。」とそれぞれ証言していることから、当時、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に同保険に加入させる取扱いではなく、入社から相当期間経過後加入させる取扱いであったことがうかがえる。

加えて、A社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は確認できない上、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3819 (事案 692、2753 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月20日から25年3月1日まで

私は、昭和19年12月20日からA社で勤務していた。同社の厚生年金保険の新規適用が25年3月1日であることが納得できない。平成23年2月21日付けの同社からの回答文書以外に新たな資料は無いが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社C工場に係る厚生年金保険被保険者記録は、昭和17年6月1日から19年12月20日まで確認できるところ、厚生労働省社会・援護局が保管する旧海軍の人事記録から、申立人が同社における被保険者資格を喪失した時期について特に不自然さはないことがえないうこと、ii) A社は24年12月15日の会社設立後、25年3月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同社の回答及び同社から提出された申立人に係る資格取得届(写)から、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録についても不自然さはないことがえないうこと、iii) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる給与明細書等の資料は無いことを理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年7月6日付けで通知が行われている。

また、その後、申立人は、車の運転免許を取得した昭和21年頃に親戚に誘われてA社に入社したので、申立期間の変更は行ってないものの、同年頃から25年3月1日までの記録が無いのはおかしいと主張して再度申立てを行ったため、当委員会では、i) A社への入社を誘ったとする親戚は既に死亡している上、オンライン記録及びD社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険

者名簿によると、当該親戚は申立期間始期から1年以上経過後の21年3月1日から23年1月1日までの期間について、D社E営業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できること、ii) 申立人は、「当該親戚がA社に入社したのと同時期に、自分も同社に入社した。」と供述しており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、当該親戚は、申立人と同日の25年3月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、当該親戚の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人と連番で払い出されていることが確認できること、iii) 同社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している64人のうち、所在が確認できる6人に照会し、4人から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られないこと等により、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成23年2月14日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、A社から申立人への平成23年2月21日付け回答文書を提出して、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人から提出された当該文書によると、「申立期間はA社設立前の期間であり、新しい事実証明の書類は無く、申立人の在籍及び年金加入の証明ができない。」旨の記載が確認でき、当該文書に添付されている申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(写)は、当委員会の当初の決定において判断理由としたものと同じのもの(申立人の資格取得日は昭和25年3月1日と記載)である上、これまでの調査結果等を改めて精査しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 26 日から 45 年 12 月 19 日まで

申立期間について年金事務所の記録では脱退手当金が支給された記録になっているが、私は脱退手当金を請求した記憶が無い。もし、私が申立期間に係る脱退手当金を請求したならばその前の A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者期間も併せて請求しているはずなので、私自身が手続したものではない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱退」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は異なっていることから、当該未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 13 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社に勤めたはずだが、厚生年金保険の記録が漏れている。正社員として働いていたので厚生年金保険料を控除されていた。A社の帽子をかぶっている写真を持っており、勤めていたのは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にB市C町にあったA社で勤務した。」と主張し、事業所の所在地を示した図面及び社名の入った帽子をかぶった写真を提出しているところ、申立人が記憶するA社の所在地は、商業登記簿謄本において確認できるA社の申立期間当時の所在地と一致することなどから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社では、「申立人の勤務実態や保険料控除の状況が分かる資料は残っておらず、厚生年金保険の届出や保険料控除等については不明である。」と回答している上、同社の元従業員が名前を挙げた事務担当者の連絡先は不明であることから、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人は元同僚4人の姓を記憶しているが、姓のみの記憶で連絡先等を記憶しておらず、このうち二人についてはA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において同姓の従業員が確認できるものの、一人は連絡先不明、残りの一人も申立人のことを記憶していない上、申立期間当時、同社に係る厚生年金保険被保険者記録の確認できる元従業員19人のうち、連絡先の判明した6人（上記の申立人が記憶する元同僚と同姓の従業員一人を除く。）に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人のことを記憶する者はおらず、申立人の厚生年金保険料の控除に関

する証言が得られない。

さらに、申立人が姓を記憶する元同僚4人のうち2人は、元従業員の証言からA社に勤務していたことは推認できるものの、このうち一人は同社に係る被保険者名簿において被保険者記録が確認できないことから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

加えて、A社に係る被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間の前後を通じて健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

A社B事業所に勤務していた期間のうち、昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 1 日までの期間において仕事内容及び住居に変動が無いのに、標準報酬月額が諸手当を含まない月収より少ない。また、申立期間を含めて給与は右肩上がりであったので、納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が昭和 38 年 10 月の定時決定では 2 万 6,000 円であるにもかかわらず、その 1 年後の 39 年 10 月の定時決定では 2 万円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等は無いものの、給与が毎年昇給していた時期に考えられないとして申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間におけるA社B事業所の厚生年金保険被保険者は 227 人確認できるところ、そのうちの 34 人（申立人を含む。）について、申立人と同様に昭和 39 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が従前より 2,000 円から 8,000 円（標準報酬月額 1 等級から 4 等級）減額されていることが確認でき、そのうちの一人から提出のあった「賃金支払額明細書」及び「社会保険料変更通知書」によると、同年同月の給与から控除された厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出された額と同額であることが確認できる。

また、申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票及び同社から提出された厚生年金被保険者台帳によると、いずれにおいても、昭和 39 年 10 月（定時決定）の標準報酬月額は 2 万円であることが確認でき、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額が訂正されている等の不自然な点

も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 30 日から 12 年 1 月 6 日まで

平成 7 年 6 月 1 日から 12 年 1 月 5 日までの間、A 社（現在は、B 社）に勤務したが、そのうちの 11 年 12 月 30 日から 12 年 1 月 6 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。その期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 12 年 1 月 5 日まで A 社に勤務した。」と主張しており、申立人に係る同年 1 月 14 日交付の雇用保険受給資格者証によると、当初、離職年月日は 11 年 12 月 30 日とされていたが、12 年 4 月 19 日付けで同年 1 月 5 日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間に A 社において厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた 20 人に照会し 7 人から回答を得たが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A 社の元総務担当者は、「申立期間頃は、同社における厚生年金保険被保険者資格と雇用保険被保険者資格の資格取得及び同喪失については同一日付で行っていた。」と証言しており、B 社の総務担当者も、「現在、厚生年金保険被保険者資格と雇用保険被保険者資格の資格取得及び同喪失については同一日付で行っている。また、申立人の雇用保険被保険者期間が訂正されていることについて、弊社は一切関与していない。」と証言している。

さらに、B 社は、「申立期間に係る人事関係の記録及び資料を保管していないので、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 27 日頃から 62 年 6 月 4 日頃まで
私は、申立期間においてA社で正社員として勤務したにもかかわらず、同社に係る年金記録が欠落している。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 10 月にA社に入社し、62 年 6 月まで勤務した。」と主張しているところ、雇用保険の記録によると、申立人はB社において 58 年 8 月 26 日に資格を取得し、61 年 11 月 30 日に離職したことが確認できる上、同社の元事業主が「申立人は同社に半年程度勤務していた。」旨回答していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、所在地を管轄する法務局において、A社に係る商業登記も見当たらない上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 9 年 4 月 1 日であり、申立期間当時は、同社が同保険の適用事業所となる前の期間である。

また、B社の元事業主は、「平成 9 年 4 月 1 日に社会保険労務士の指導により厚生年金保険の適用事業所となるまでは、厚生年金保険料が高く、社員も加入を望まなかったので、申立期間当時は厚生年金保険に加入しておらず、同保険に係る届出や保険料控除等は行っていない。」と回答している。

さらに、申立人は申立てに係る事業所における申立期間当時の元同僚の名前を記憶しておらず、元同僚から当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。